

第五十八号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項、第二項、第三項、第六項及び第十一項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員（次の各号のいずれかに該当する職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

一 法第二十二條第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月江戸川区条例第二号）第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

一 外国での勤務

二 事業を经营することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に掲げる事由に該当するものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならぬ。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内におい

て、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。ただし、配偶者同行休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認めた場合を除き、一回に限るものとする。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）第十五条第一項又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十九号）第十七条第一項に規定する妊娠出産休暇を承認することとなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 前条第一号に掲げる事由に該当することとなった場合

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、江戸川区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第五条の申請その他の配偶者同行休業に係る手続に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和三十年七月江戸川区条例第十二号)の一部を

次のように改正する。

第二十三条第二項中「なつた職員」の下に「、同法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

4 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「なつた職員」の下に「、同法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

（江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

5 江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間

第十一条第四項中「要しなかつた期間」の下に「及び配偶者同行休業をした

期間」を加える。

(説明)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に關して必要な事項を定めるほか、關係条例の規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。